

音楽研究科 修士課程

修士制作及び修士演奏審査基準

音楽芸術専攻の修士制作、演奏専攻の修士学位審査演奏会に関する審査基準は、それぞれ以下のとおりです。

1. 修士制作（音楽芸術専攻）

作品、演奏、企画制作等による表現形態をとり、以下のすべて、又はいずれかを含むこととする。

- (1) 独創性及び独自性を追求し、作品、演奏、または企画制作として具現化している。
- (2) 高度な技法を用い、高い芸術性を有する。
- (3) 社会的意義を有する。

2. 修士演奏（演奏専攻）

近い将来、楽壇で活躍するに足る演奏能力を有しているかを評価基準と定め、以下の項目を設定している。（修士演奏は修士副論文の内容に沿ったプログラム作成が望ましい。）

- (1) 高度な演奏技術を保持し、長時間の演奏中、集中力、耐久力とともに、それをコントロールできるか。
- (2) 演奏作品の時代、様式を明確に把握し、かつオリジナリティーのある豊かな演奏表現能力を持っているか。
- (3) 芸術表現上、整合性のあるプログラミングがなされているか。
- (4) 上記(1)～(3)のうえに立って聴衆を魅了できる演奏ができているか。